

平成 29 年 9 月 22 日  
財務省近畿財務局

### 登録関係書類の誤送信について

1. 平成 29 年 9 月 6 日、当局職員が当局所管の登録事務についての申請者(A社)にメール送信を行った際、誤って別の申請者(B社)の登録関係書類を添付して送信したことが、9月7日に判明しました。  
このような事態が生じ、ご迷惑とご心配をおかけしましたことを心からお詫び申し上げます。
2. メールを送信した先(A社)に対しては、判明後直ちに、添付ファイルの誤送信である旨を説明するとともに、お詫びの上、当該添付ファイルの完全削除を依頼しました。  
また、添付ファイルの申請名義人である申請者(B社)に対しては、事実関係を説明するとともに、本件につきお詫び申し上げます。
3. 本件の発生原因が担当者のメール送信時の確認不足であることを踏まえて、当局においては、本人による再確認に加え送信前に必ず、上司等所属職員によるダブルチェックを行うことを周知・徹底いたしました。  
今後、このような事態が生じないように、情報管理に一層の注意を払い、再発防止に努めてまいります。

本ページに関するお問い合わせ先

財務省近畿財務局

理財部金融監督第4課 TEL 06-6949-6520